

令和7年第12回大野町農業委員会議事録

令和7年12月4日、大野町農業委員会 会長 目加田 菊次は、第12回大野町農業委員会を大野町総合町民センター大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

- 報第19号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 議第35号 農地法第3条の規定による許可について
- 議第36号 農地法第5条の規定による許可について
- 議第37号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について
- 議第38号 大野町地域の農業の振興に関する計画の変更について
- 議第39号 農業振興地域整備計画の変更について

出席農業委員（11名）

- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| 1番 末守 吾郎 委員 | 3番 内田 博人 委員 | 5番 河本 茂樹 委員 |
| 6番 見屋井 美栄子 委員 | 7番 河野 正和 委員 | 8番 目加田 菊次 委員 |
| 9番 林 和朗 委員 | 10番 山村 隆昌 委員 | 11番 野村 茂雄 委員 |
| 12番 加納 賢 委員 | 15番 飯沼 良一 委員 | |

欠席農業委員（2名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 2番 馬淵 徳次 委員 | 13番 清水 誠 委員 |
|-------------|-------------|

出席農地利用最適化推進委員（10名）

- | | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 岡田 松榮 委員 | 林 竜彦 委員 | 渡邊 靖 委員 | 久保田 静真 委員 |
| 内藤 昭宏 委員 | 河田 幸則 委員 | 小森 富雄 委員 | 田代 定 委員 |
| 所 勝重 委員 | 野津 正明 委員 | | |

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

- | |
|----------|
| 宮嶋 博幸 委員 |
|----------|

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 國枝 広典 係長 若原 宏晃 係 内藤 智仁

(令和7年12月4日 午後4時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を3番の内田博人委員、5番の河本茂樹委員にお願いしたいと思います。それでは報第19号について、事務局より説明願います。

〔事務局 報第19号の議案説明〕

○事務局

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。12筆で7,128㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で543㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で243㎡でございます。

4番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。11筆で5,650㎡でございます。

5番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で343㎡でございます。

6番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。11筆で7,759.35㎡でございます。

7番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で545㎡でございます。

8番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。3筆で175㎡でございます。

9番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で2,520㎡でございます。

10番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。4筆で4,506㎡でございます。

11番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。7筆で3,947.91㎡でございます。

報第19号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第19号は終了させていただきます。

これより審議に入ります。それでは議第35号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第35号の議案説明〕

○事務局

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、貸借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は655㎡となります。担当推進委員は渡邊委員でございます。

議第35号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号の案件につきまして、担当委員であります渡邊委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（渡邊靖委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第35号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第35号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第36号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第36号の議案説明〕

○事務局

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。賃借人が、賃貸人より農地を借り受け、砂利採取に伴う一時転用をするため申請されました。なお、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画にかかる協議の場を開催いたし

ましたところ、意見の提出はございませんでした。こちらは許可日から2年間の期間となっております。担当推進委員は野津委員でございます。

2番でございます。使用借人が、使用貸人より農地を借り受け、建物敷地として利用するため申請されましたが、当該地はすでに駐車場として利用されており、始末書が添付されております。

なお当該地は、令和7年11月28日付けで農振農用地からの除外を受けております。

担当推進委員は田代委員でございます。

3番でございます。賃借人が、賃貸人より農地を借り受け、砂利採取に伴う一時転用を行うため申請されました。

なお、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画にかかる協議の場を開催いたしましたところ、意見の提出はございませんでした。こちらは許可日から1年半の期間となっております。

こちら一点補足がございます。本案件については、大野町議会の民生建設常任委員会において、地元との合意形成に問題があるとの意見がございましたので、参考としてお知らせいたします。

担当推進委員は田代委員でございます。

議第36号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第36号1番の案件につきまして、担当委員であります野津委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（野津正明委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第36号2番の案件につきまして、担当委員であります田代委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第36号の案件につきまして、同じく担当委員であります田代委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

住民の意見がまだはっきりしておりませんので、会社側に今説明を求めている段階であります。よってこの審議をできれば延期してもらいたいと考えております。以上です。

○議長（目加田菊次会長）

今の田代委員のお話で、事務局の説明にもありましたとおり、地元の説明会はすでに済んでいるとのことですが、町外で説明会が開かれたとも聞いております。議会の委員会でも異議が出て、昨日町長さんともお話をさせていただきました。地元同意の理解をいただく方向で審議を継続してはどうかとご意見をいただいております。

それでは、議第36号の1番から3番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農業委員（山村隆昌委員）

砂利採取の許可の期間について、1番は2年となっているが3番は1年半となっている。ここには何か差があるのか。

○事務局

こちらは事業者が砂利組合に所属しているか否かによって変化するものでございます。1番の事業者は砂利組合に加入しておりますが、3番の事業者は加入しておりませんので、1年半の申請となっております。

○農地利用最適化推進委員（久保田静眞委員）

地元の同意は書類には含まれていないのか。

○事務局

書類としてご提出いただいているのは隣地承諾書のみでございます。農地法上、法定の要件としては地元の同意書は必要でないため、いただいております。隣地承諾も同様に法定上の要件ではございませんが、隣で農地を経営される方になりますので、ご提出いただいている形となります。

○農業委員（山村隆昌委員）

法的に問題はないということか。つまり、このまま農業委員会として意見を決定しても問題はないということでしょうか。

○事務局

法的には問題ございません。

○議長（目加田菊次会長）

農業委員会でも、最終決定は町長となります。町長からもう少し時間がほしいとお話がありましたので、今回は継続審議という方向で行きたいと思っているところでございます。

その他ご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第36号1番と2番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

議第36号3番の案件について、継続審議するという事でお認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

続きまして議第37号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

[事務局 議第37号の議案説明]

○事務局

農地法による転用許可を受けた後、その事業計画を変更する場合は、事業計画変更承認申請により町長の承認が必要となっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。令和6年6月17日付けで許可された砂利採取に伴う一時転用でしたが、賃借人が当初計画の転用期間である1年6ヵ月で埋め戻しを完了できなくなったため、転用期間を2年間へと延長するものでございます。当初事業計画においても砂利採取を行う計画となっているため、転用用途の変更はございません。

なお、本件は担当推進委員の現況確認書の提出がございませんでした。事務局の意見は説明どおりで問題ございません。

議第37号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第37号につきまして、ご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第37号について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次の議題と致しますが、議第38号及び39号は重複する部分もございますので一括協議とさせていただきます。事務局より説明を求めます。

[事務局 議第38号及び39号の議案説明]

○事務局

議第38号につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第27号におきまして、除外をするにあたり27号計画と呼ばれます、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置付ける必要がございます。特定のエリア内の農地につきましては、農業用関連施設や農家住宅等の農業に資するものとして27号計画に位置付けられないと除外ができないこととなっております。今回の案件で該当するものは事業計画変更であるA-2の1番ダッシュの1件、合計で1,404㎡でございます。

続きまして、議第39号につきましては、大野町全体を対象としました農業振興地域整備計画の変更であります。今年度は全体で5件、合計で13,744㎡でございます。農振除外ができる基準としましては、6要件と呼ばれる条件を満たすこと、また27号計画に位置付けられているもの等でございます。

[事務局 6要件の詳細について説明]

議第38号及び39号につきましては、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から計画を策定する際、また変更をする際には農業委員会に意見聴取することとなっております。全体の案件については以上でございます。

個別案件について説明いたします。個別事業計画書をご覧ください。

A-2の1番ダッシュの案件につきましては、令和6年8月8日付でガソリンスタンドとして農振除外を受けている案件となりますが、これを農業用製品研究開発施設へと変更するという事で申請されました。1筆で1,404㎡でございます。

A-1の1番の案件につきましては、分譲住宅1棟として申請されました。1筆で572㎡でございます。

A-1の2番の案件につきましては、分譲住宅2棟として申請されました。1筆で1,616㎡のうち808㎡でございます。

A-1の3番の案件につきましては、建築板金業の資材置場および駐車場として申請されました。1筆で1,616㎡のうち808㎡でございます。

A-2の1番の案件につきましては、分家住宅として申請されました。1筆で1,202㎡の内

500㎡でございます。

A-2の2番の案件につきましては、一般廃棄物および産業廃棄物処分工場および事務所として申請されました。6筆で11,056㎡でございます。

○議長（目加田菊次会長）

議第38号、A-2の1番ダッシュにつきまして、ご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第38号について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

続きまして議第39号、A-1の1番から3番、ならびにA-2の1番から2番につきまして、ご審議ございませんか。

○農業委員（山村隆昌委員）

意見です。A-1の3番の案件について、資料にある代替地検討の様式は、はっきり言って付ける意味がない資料である。土地所有者の所有する他の農地では事業目的が達成できないのは明らかなのであれば、わざわざ比較する意味はないのではないか。フォーマットについては国や県の要請があるのだろうが、不要な資料を付ける必要はない。

○事務局

畏まりました。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

A-2の1番ダッシュについて、事業開始予定が令和8年5月となっているが、それは確実なのか。それはどこから判断したか。

○事務局

本案件は大野町の全体の農業振興地域整備計画の変更なしで今回のような大野町地域の農業の振興に関する計画の変更のみの案件となるため、承認があり次第すぐに事業を開始できる状態でございます。今後の流れとしては、ただいま農業委員会より同意の意見をもらいましたので、事前協議として県との協議を行い、それが整い次第農地転用の許可申請、許可後速やかに事業を開始するとの意向を事業者より聞き取っております。事業開始予定である令和8年5月はその前提で算出された時期となります。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

大野町の都市計画の線引き状態をお知らせいただきたい。

○事務局

全域が未線引きであると認識しております。

○農業委員（山村隆昌委員）

この件に関する仕事をしておりましたのでお答えします。大野町は全域が未線引きで間違いありません。平成7年に都市計画を揖斐郡三町と同時期に引いておりますが、三町ともに全域を非線引きとする形でとりまとめられており、現在に至るまで大野町・池田町は変更されておられません。インター周辺の特定用途制限地域はございますが、それだけです。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

大野町には用途地域の線を引く予定はあるのか。

○事務局

将来的には線引きもあり得ると考えられるが、現在は具体的にお答えできません。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

市街化区域等の線引きがあれば、住宅の建築にかかる議論もすっきりと整理できると考えている。以上です。ありがとうございました。

○議長（目加田菊次会長）

その他、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第39号について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については1月6日9時00分より行います。よろしくお願ひします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第12回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これを持ちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長 目加田 菊次



委員 内田 博人



委員 河本 茂樹



